

公安委員会 説明資料 No. 1	公安委員会の交通規制の実施について	令和 7 年 6 月 5 日 交 通 部
議題事項 瀬戸中央自動車道 坂出北インターチェンジのフルインター化工事に伴い、下り流入ランプウェイ(以下「Cランプ」という。)、上り流出ランプウェイ(以下「Dランプ」という。)に対し ○ 最高速度規制 ○ 一方通行規制 ○ 指定方向外進行禁止規制 の交通規制を実施する。		
1 交通規制の時期 令和 8 年 1 月頃 2 交通規制の種別 (1) 最高速度規制 ア Cランプの新設に伴い、最高速度(40 キロメートル毎時)規制を実施する。 イ Dランプの新設に伴い、最高速度(40 キロメートル毎時)規制を実施する。 (2) 一方通行規制 ア Cランプの新設に伴い、一方通行(料金所方向から本線)規制を実施する。 イ Dランプの新設に伴い、一方通行(本線から料金所方向)規制を実施する。 (3) 指定方向外進行禁止規制 ア Cランプから本線車道方向への右折禁止を実施する。 イ 本線車道からCランプ方向への左折禁止を実施する。 ウ DランプからBランプ方向への左折禁止を実施する。 エ BランプからDランプ方向への右折禁止を実施する。 3 今後の予定 ○ 道路管理者は、本年末を目途に新設インターチェンジの完成を目指し工事を進めている。 ○ フルインター供用開始後も、道路管理者と連携し、的確な情報収集と綿密な分析を行いつつ、総合的な交通安全対策を継続していく。		

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 2	警察官の特別派遣について	令和 7 年 6 月 5 日 警 備 部
----------------------------	--------------	-------------------------

議題事項

広島県公安委員会から援助の要求があったので、これを受理して警察官を特別派遣するもの

1 派遣目的

令和 7 年 6 月広島県行幸啓（地方事情御視察）に伴う警衛実施のため

2 派遣者

警察官

3 援助要求

警察法第60条第 1 項の規定により、広島県公安委員会から援助の要求があったもの

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 3	香川県留置施設視察委員会の活動状況 等について	令 和 7 年 6 月 5 日 警 務 部
----------------------------	----------------------------	--------------------------

報告事項

香川県留置施設視察委員会の令和6年6月1日から令和7年5月31日までの活動状況等について報告する。

1 活動状況

(1) 全体会合

令和6年6月13日

警察本部 会議室において視察日程等の確認

(2) 留置施設の視察

○ 令和6年8月8日

高松南警察署

○ 令和6年9月26日

さぬき警察署、高松東警察署

○ 令和7年1月23日

坂出警察署、琴平警察署

(3) 被留置者との面接

8人の被留置者について面接を実施

2 主な意見及び措置状況

施設は整理整頓が行き届いているとの総括を得た。

被留置者との面接の結果、留置業務管理者に対して以下の意見があり、これを受けて措置を講じた。

《委員会の意見等》

(1) 【申出内容】 枕(備品)が高すぎて眠れない

【委員意見】 素材などを検討してみてもどうか

【措置状況】 委員(医師)の監修を受けて、高さや素材の異なる枕を2種類備え付けた。

(2) 【申出内容】 消灯後の照度が明るすぎる。

【委員意見】 消灯後の照度を測ったうえで検討してみてもどうか。

【措置状況】 照度計測の結果、睡眠を阻害しない程度の明るさ(ろうそくの明るさ程度)であることを確認、留置施設視察委員会に説明、了承を得られたので措置は行わなかった。

(3) 【申出内容】 石鹼での手洗い回数を増やしてほしい。

【委員意見】 必要に応じて石鹼の使用を許可してはどうか。

【措置状況】 庁舎外からの帰場時等に、本人からの申し出に基づき、石鹼を使用しての手洗いを許可することとした。

3 意見及び措置状況の公表

上記意見及び措置状況については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）の規定により、その概要を県警察のホームページに掲載して公表する。